

国民健康保険条例参考例の正誤について

| 修正箇所 | 修正内容 |
|--|--|
| 第 18 条の 11 第 2 号 【全体版のみ】 | 改正箇所として「第二十九条の七第四項第五号」まで下線を引いていたところ、「第二十九条の七第四項第五号 <u>ただし書</u> 」まで改正箇所として下線を引くよう修正。(新旧にあわせるための修正) |
| 第 18 条の 13 第 2 号イ 【全体版のみ】 | 「交付をうける補助金」→「交付を受ける補助金」に修正。(新旧にあわせるための修正) |
| 第 18 条の 17 第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号 【新旧、全体版】 | 「子ども・子育て支援納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額・・・」とあるところ、子ども・子育て支援納付金賦課総額には第 18 条の 13 第 1 号口に掲げる額の見込額（これに係る同条第 2 号及び第 3 号に掲げる額についても加減算した額）も含まれるため、子ども・子育て支援納付金賦課総額からこの額を除いた額の「百分の〇〇に相当する額」を算定する方が整合的なため、「子ども・子育て支援納付金賦課総額」としていた部分を修正。 |
| 第 21 条第 1 項 【全体版のみ】 | 改正箇所として「若しくは第二十二条の五第一項に定める額」に下線を引いていたところ、「若しくは第二十二条の五第一項に定める額の算定」まで改正箇所として下線を引くように修正。(新旧にあわせるための修正) |
| 第 22 条第 6 項 【新旧】 | 新旧の旧欄において「(新設)」と追記 |
| 第 22 条の 3 第 1 項 【新旧、全体版】 | 「三月三一日」から「三月三十一日」に新旧（旧欄及び新欄）・全体版を修正。(令和 3 年改正において「三月三十一日」としている場合には、今回改正は不要。) ※令和 3 年 9 月 15 日付けで発出した同条例参考例の新旧・全体版においては正しく「三月三十一日」となっていたところ、令和 5 年 8 月 14 日付けで発出した同条例参考例の新旧・全体版において、改正対象事項でないにもかかわらず誤って「三月三一日」という表記になっていたもの。 |
| 第 22 条の 3 第 7 項(旧第 6 項) 及び第 8 項 【新旧、全体版】 | 第 7 項（旧第 6 項）について、令和 6 年 1 月 30 日付けで発出した同条例参考例の新旧において、「、「第十八条第二項」とあるのは「第十八条の六の六第二項」と」を削るという改正をお示ししていたが、同日付けの全体版にはこれが反映されておらず、 <u>今回の令和 8 年 1 月 15 日付け事務連絡の新旧（旧欄及び新欄）・全体版</u> にも残ってしまっていたため、これを落とす修正。 また、これにあわせて、 <u>第 8 項（新設）</u> においても「、「第十八条」とあるのは「第十八条の十七第二項」と」は不要とし、 <u>新旧（新欄）・全体版</u> から落とす修正。 |